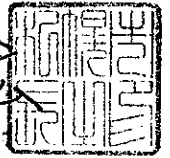


札幌市道路占用料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年3月27日

札幌市長 秋元克広



札幌市条例第19号

札幌市道路占用料条例の一部を改正する条例

札幌市道路占用料条例（昭和27年条例第68号）の一部を次のように改正する。

別表中備考以外の部分を次のように改める。

別表

占用物件		単位	占用料		
			1級地	2級地	3級地
法第32条第1項第1号に掲げる工作物	第1種電柱	1本につき1年			1,400円
	第2種電柱				2,100円
	第3種電柱				2,800円
	第1種電話柱				1,200円
	第2種電話柱				2,000円
	第3種電話柱				2,700円
	その他の柱類				120円
	共架電線その他上空に設ける線類	長さ1メートルにつき1年			12円
	地下電線その他地下に設ける線類				7円
	路上に設ける変圧器	1個につき1年			1,200円
	地下に設ける変圧器	占用面積1平方メートルにつき1年			740円
変圧塔その他これ	1個につき			2,500円	

	に類するもの及び 公衆電話所	き1年			
	郵便差出箱及び信 書便差出箱				1,000円
	その他のもの	占用面積 1平方メ ートルに つき1年			2,500円
法第32 条第1 項第2 号に掲 げる物 件	外径が0.07メー トル未満のもの	長さ1メ ートルに つき1年			52円
	外径が0.07メー トル以上0.1メー トル未満のもの				74円
	外径が0.1メー トル以上0.15メー トル未満のもの				110円
	外径が0.15メー トル以上0.2メー トル未満のもの				150円
	外径が0.2メー トル以上0.3メー トル未満のもの				220円
	外径が0.3メー トル以上0.4メー トル未満のもの				290円
	外径が0.4メー トル以上0.7メー トル未満のもの				520円
	外径が0.7メー トル以上1メー トル未満のもの				740円
	外径が1メー トル以上のもの				1,500円
	法第32条第1項第3号に掲 げる施設			占用面積 1平方メ ートルに つき1年	
法第32条第1項第4号に掲 げる施設		占用面積 1平方メ ートルに つき1年	2,500円	1,900円	1,300円
法第32 条第1	地下街 及び地	階数が1 のもの	占用面積 1平方メ	Aに0.004を乗じて得た額	

項第5号に掲げる施設	下室	階数が2のもの	一トルにつき1年	Aに0.006を乗じて得た額			
		階数が3以上のもの		Aに0.007を乗じて得た額			
	上空に設ける通路			4,900円	3,700円	2,500円	
	地下に設ける通路			3,000円	2,300円	1,500円	
	その他のもの			2,500円	1,900円	1,300円	
法第32条第1項第6号に掲げる施設	祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるもの		占用面積1平方メートルにつき1日	99円			
	その他のもの		占用面積1平方メートルにつき1月	990円	740円	500円	
道路法施行令（昭和27年政令第479号。以下「令」という。）第7条第1号に掲げる物件	看板（広告板を含み、他の区分に該当するものを除く。以下同じ。）	突出看板（表裏2面以上のものに限る。）	表示面積1平方メートルにつき1年	6,900円	5,200円	3,500円	
		その他のもの		9,900円	7,400円	5,000円	
	添加広告（電柱、電柱等に添加するものをいう。以下同じ。）	突出添加広告		6,900円	5,200円	3,500円	
		巻付添加広告		3,500円	2,600円	1,800円	
	可動看板			1個につき1月	1,200円	900円	600円
	標識	停留所標識		1本につき1年	1,000円		
		店頭標			2,000円	1,500円	1,000円

		識			
広告用旗のぼり		1本につき1月	990円	740円	500円
店頭装飾		その面積 1平方メートルにつき1月	990円	740円	500円
アーチ	車道を横断するもの	1基につき1月	9,900円	7,400円	5,000円
	その他のもの		4,900円	3,700円	2,500円
令第7条第4号に掲げる工 事用施設及び同条第5号に 掲げる工事用材料		占用面積 1平方メートルにつき1月	990円	740円	500円
令第7条第6号に掲げる仮 設建築物及び同条第7号に 掲げる施設		占用面積 1平方メートルにつき1月	250円	190円	130円
令第7条第12号に掲げる器 具		占用面積 1平方メートルにつき1年	Aに0.025を乗じて得た額		
その他の工作物、物件及び 施設		市長がその都度定める。			

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
(経過措置)
- 2 改正後の別表の規定は、施行日以後の占用の期間に係る占用料について適用し、施行日前の占用の期間に係る占用料については、なお従前の例による。
- 3 施行日前から引き続き占有している占有物件のうち、占有の期間が1年未満であるものの占用料については、前項の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 4 施行日前から引き続き占有している占有物件であって占有の期間が1年以上であるもののうち、附則別表の左欄に掲げる区分に該当するものに係る占

用料の額の算定に用いる単価については、令和6年度の占用に係るものに限
り、改正後の別表占用料の欄の規定にかかわらず、附則別表の右欄に掲げる
額とする。

(札幌市法定外道路条例の一部改正)

5 札幌市法定外道路条例（平成15年条例第15号）の一部を次のように改
正する。

第15条中「別表に定める道路法第39条第1項の規定に基づき徴収する
道路」を「第2条」に改める。

附則別表

区分		額	
道路法（昭和27年法律第180号。以下「法」という。）第32条第1項第1号に掲げる工作物	第1種電柱	1,300円	
	第2種電話柱	1,900円	
法第32条第1項第2号に掲げる物件	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの	140円	
	外径が1メートル以上のもの	1,400円	
法第32条第1項第5号に掲げる施設	上空に設ける通路	1級地	4,200円
		2級地	3,200円
		3級地	2,100円
	地下に設ける通路	1級地	2,500円
		2級地	1,900円
		3級地	1,300円
法第32条第1項第6号に掲げる施設	祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるもの	85円	
	その他のもの	1級地	850円
		2級地	640円

道路法施行令（昭和27年政令第479号。以下「令」という。）第7条第1号に掲げる物件			3級地	430円	
	看板（広告板を含み、他の区分に該当するものを除く。）	突出看板（表裏2面以上のものに限る。）	1級地	6,000円	
			2級地	4,500円	
			3級地	3,000円	
		その他のもの	1級地	8,500円	
			2級地	6,400円	
			3級地	4,300円	
		添加広告（電柱、電柱等に添加するものをいう。）	突出添加広告	1級地	6,000円
				2級地	4,500円
				3級地	3,000円
	巻付添加広告		1級地	3,000円	
			2級地	2,300円	
			3級地	1,500円	
	可動看板	1級地	1,000円		
		2級地	750円		
		3級地	500円		
	標識	停留所標識		960円	
		店頭標識	1級地	1,900円	
			2級地	1,400円	
			3級地	950円	
	広告用旗のぼり	1級地	850円		
2級地		640円			
3級地		430円			
店頭装飾	1級地	850円			
	2級地	640円			
	3級地	430円			

アーチ	車道を横断するもの	1 級地	8,500円
		2 級地	6,400円
		3 級地	4,300円
	その他のもの	1 級地	4,200円
		2 級地	3,200円
		3 級地	2,100円
令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料		1 級地	850円
		2 級地	640円
		3 級地	430円